#### 一般財団法人 建築物管理訓練センター

# ビルクリーニング外国人材受入支援センター 利用登録内規

平成31年1月23日制定 令和2年5月26日改正 令和4年4月14日改正

(目的)

第1条 ビルクリーニング外国人材受入支援センター利用登録規約(以下「規約」と言う。)に定める利用登録要件等の詳細について定めることを目的とする。

### (利用登録申請書)

- 第2条 利用登録規約第4条第1号の「利用登録申請書」の記載事項は下記各項目を 主として構成し、様式は別紙1のとおりとする。
  - (1) 法人名/所属する都道府県ビルメンテナンス協会名
  - (2) 法人住所/連絡先
  - (3) 法人代表者/住所·連絡先
  - (4) 法人担当责任者/住所·連絡先
  - (5) 登録種別
  - (6) この他必要な事項

#### (添付書類)

- 第3条 利用登録申請書に下記各号の書類を添付して申し込みを行う。
  - (1) 1号法人にあっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の建築物清掃業または建築物環境衛生総合管理業の登録を証する書類の写し
  - ただし、利用登録規約第5条(4)のただし以降に該当する企業については、本写し の提出を免除されることがある。
  - (2) 2号法人にあっては、監理団体許可書の写し
  - (3) 3号法人にあっては、送出国の認可書の写し
  - (4) 2号法人及び5号法人にあっては、登記事項証明書
  - (5) 2号法人及び5号法人にあっては、事業概要を説明した書類
  - (6) 申請時に本センターが指定する当該年度の指導者講習会を受講できなかった法人にあっては、直近の同講習会を受講する旨の受講確約書
  - (7) この他必要な書類

# (指定講習会)

第4条 規約第5条第1項の(4)から(8)の「本センターが指定する講習会」とは、ビルクリーニング職種の実習及び技能検定試験に関するに知識・情報の取得を目的とし、本センターが毎年1回開催する「ビルクリーニング外国人材技能指導者講習会」のことを言う。

# (利用登録の更新)

第5条 規約第6条第2項の利用登録の更新とは、第2条及び第3条に定める添付書類を提出することにより更新できる。

# (付則)

この規約は平成31年1月23日から施行する。

### (付則)

この規約は令和2年5月26日から施行する。

## (付則)

この規約は令和4年4月14日から施行する。